

# 定款の認証・資本金払込み（11月3日）

## （1）定款のとじ方

いよいよ無料講座「定款の作成」編に作成した定款を製本します。定款の最後のページに発起人が実印を押し、ホッチキスで表紙から最後のページまでを左側で綴じます。

その後、表紙を開き、2枚目と1枚目のつなぎ目に実印を押し、印鑑でつなぎ合わせます（これを割印と言います）。以降、最後のページまでこれを繰り返します。これで1部完成です。最終的には、3部作成します。

## （2）定款の認証

### 【1】定款の認証とは？

上記（1）で作成した定款3部をどこかで証明を受けなければそれが本物かどうか分かりません。そこで、公証役場で認証を受けるという制度があります。

公証役場は全国に約300か所ありますがどこに行っても良い訳ではなく、定款の認証手続きの場合には、本店所在地の都道府県の公証役場でなければなりません。つまり、本店が東京都にある会社の場合には、東京都内の公証役場に行って、そこで認証を受けなければなりません。インターネットで公証役場と検索すると全国公証役場所在地一覧が出てきますので、本店が都内であれば都内の公証役場で一番近いところを探して、事前に予約をして行くのが良いでしょう。

また、作成した定款の内容に不安があるようであれば、公証役場にFAXでその定款を送信し、事前相談することも出来ます。

公証役場に行くとき受付がありますので、受付で定款認証と伝えます。このときに持参するものは、次の通りです。

（イ） 定款3部

（ロ） 発起人である社長の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

無料講座「会社名と事業目的の決定」編で用意した社長個人の印鑑証明書のうち1枚です。

- (ハ) 収入印紙 40,000 円（貼らずに持って行きます）
- (ニ) 公証役場手数料 50,000 円と定款 1 枚当たり 250 円が掛かりますので、少し余分に 55,000 円程度の現金を持参
- (ホ) 社長個人の実印

## 【2】認証終了

提出した3部のうち、原始定款として2部が返却されます。この2部には公証人の証明書が付いていて、1部は会社保管用として、もう1部は登記所に提出する登記用として返却されますので、登記申請まで大切に保管してください。

## (3) 資本金1円の払い込み(11月3日)

定款の認証が済みましたら、1円を普段使用している自分（社長個人）の普通預金口座に振り込みします。その後通帳記帳をして、1円の入金がわかるページと通帳の表紙の裏の見開き1ページ（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（社長自身）の記載がある部分）のコピーを取ります。

登記所には、この通帳コピー2枚に「払込みがあったことを証する書面（補足資料その2参照、作成日は、払込日の翌日11月4日にします。）を表紙にしてホッチキスで綴じて見開き各ページのつなぎ目に割り印をします。印鑑は全て会社代表印（会社の実印）を押します。